

医療法人宏徳会 安藤病院介護医療院運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宏徳会 安藤病院が設置する安藤病院介護医療院（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員又は介護職員、医師、薬剤師、栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び介護支援専門員その他の従業者（以下「看護職員等」という。）が、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適正な介護医療院サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設の看護職員等は、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、入所者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように事業を行う。

2 施設は、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥協適切に療養を行うものとする。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。

4 施設は、利用者の人権擁護、虐待防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、介護職員その他の従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 医療法人宏徳会 安藤病院介護医療院

(2) 所在地 津島市唐臼町半池72番地の1

(職員の職権、員数及び職務の内容)

第4条 施設における従業者の職権、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、施設の従事者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

医師 25名（常勤兼務職員 5名、非常勤兼務職員 20名）

薬剤師 4名（常勤兼務職員 3名、非常勤兼務職員 1名）

相談員 2名（常勤兼務職員 2名）

管理栄養士 2名（常勤兼務職員 2名）

診療放射線技師 3名（常勤兼務職員 3名）

看護職員 34名（常勤専従職員 20名、非常勤専従職員 14名）

介護職員 30名（常勤専従職員 23名、常勤兼務職員 1名、非常勤専従職員 6名）

理学療法士 4名（常勤専従職員 1名、常勤兼務職員 3名）

作業療法士 4名（常勤兼務職員 4名）

言語聴覚士 2名（常勤兼務職員 2名）

介護支援専門員 2名（常勤専従職員 1名、常勤兼務職員 1名）
従業者は、介護医療院の提供を行う。

(3) 事務職員 16名（常勤兼務職員12名、非常勤兼務職員 4名）
必要な事務を行う。

(入所定員)

第5条 施設の入所定員は次のとおりとする。

I型療養床の入所定員：110名

(介護医療院サービスの内容及び利用料等)

第6条 介護医療院サービスの内容は次のとおりとし、介護医療院サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該介護医療院サービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者の負担割合(介護保険負担割合証に記載されている負担割合)に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 療養上の管理(診療,褥瘡予防を含む)
- (2) 医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) 食事等の栄養ケアマネジメント
- (5) レクリエーション行事

2 特別な病室（個室）の費用は、A3, 850円, B3, 300円を徴収する。

(尚、特別室8, 800円、2人部屋1, 650円)

3 特別な食事の費用は、実費を徴収する。

4 理美容代は、丸刈り1, 500円, 散髪2,000円を徴収する。

5 食費は、1日1, 837円を徴収する。

(但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方は、基準費用額の1,392円の内、認定証に記載されている負担限度額を徴収する)

6 居住費は、

- ・個室利用の場合1日1,770円を徴収する。

(但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方は、基準費用額の1,668円の内、認定証に記載されている負担限度額を徴収する)

- ・多床室（大部屋）利用の場合1日550円を徴収する。

(但し、介護保険負担限度額認定証の段階第1～第3段階の方は、基準費用額の377円の内、認定証に記載されている負担限度額を徴収する)

7 教養娯楽費は、1日20円を徴収する。

8 日用品費は、1日220円を徴収する。

9 日常生活において通常必要となる費用で入所者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

10 前各項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 看護職員等は、入所者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 看護職員等は、事前に入所患者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分の悪くなったときはすみやかに申し出る。

- (2) 入所生活の規則は医療法人宏徳会 安藤病院の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(非常災害対策)

第8条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

(その他運営についての留意事項)

第9条 施設は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を設備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人宏徳会 安藤病院の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止に関する事項)

第10条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 施設における虐待の防止のための指針を整備することとする。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと